

## 再 評 価 書

事業名	準用河川 北長太川 総合流域防災事業	事業区分	河川改修	事業主体	鈴鹿市
事業概要	工期	平成4年～平成30年	全体事業費	1,483百万円(負担率：国 1/3 市 2/3)	
	(下段：前回)	平成4年～平成26年	(下段：前回)	1,403百万円(負担率：国 1/3 市 2/3)	
<b>事業目的及び内容</b>					
<p>(1) 事業の背景と目的 流域は鈴鹿市東部穀倉地帯で農業基盤整備が進み、その結果下流部の沿川住居及び農地で度々浸水の被害が発生している。そのため河道整備が急務となっている。</p> <p>(2) 事業の内容 事業の内容は、次の通りである。 延長 L=945m ①築堤 1,600m ②掘削 33,200m<sup>3</sup> ③護岸 1,766m ④床固工 1箇所 ⑤道路橋 4橋 ⑥樋門 2ヶ所 ⑦堰 1基 ⑧用地買収 9,300m<sup>2</sup> ⑨物件補償 1式</p>					
<b>事業主体の再評価結果</b>					
<p>1 再評価を行った理由 平成13年度に再評価実施後5年が経過し、なお継続中であるため三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき、再評価を行う。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>(1) 事業の進捗状況 ① 平成4年度に事業着手 ② 平成5年度より用地買収に着手 ③ 平成13年度に事業再評価を実施 ④ 平成14年度より防潮樋門工事に着手 ⑤ 平成18年度までに事業費ベースで41%が完了予定となっている。</p> <p>(2) 今後の見込み 今後は厳しい財政状況ではあるが、平成30年には当該事業を完了するように努める。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化 以下のような、北長太川を取り巻く社会経済状況の変化により、北長太川の事業評価を見直した。</p> <p>(1) 事業費の変化 改修済み区間の実績事業費の集計と残事業区間の事業費見直しにより、平成13年度再評価時と比較して全体事業費を0.80億円増額している。</p> <p>(2) 財政状況の変化 国庫補助金の減少、市の財政状況が近年厳しくなっている。</p> <p>(3) 事業期間の変更 国庫補助金の減少、市の厳しい財政状況により一年に投資できる費用が減少していることから、事業期間を4年間延長し、平成30年度の完成予定としている。</p> <p>(4) 周辺環境の変化 流域内では流通施設や各種工場のほか、住宅も年々増加している。</p>					

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

本事業を行う前においては、5年に1回の確率で降る雨によって、家屋44世帯、農地27.3haの浸水が発生すると想定され、事業を行うことでそれらの浸水被害が全て解消され、便益が発生する。

##### (1) 分析結果

全体計画変更後の費用対効果は4.10となった。

総便益 B = 総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

$$= 58.640 \text{ 億円} + 0.237 \text{ 億円}$$

$$= 58.877 \text{ 億円}$$

総費用 C = 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の0.5%現在価値化)

$$= 12.737 \text{ 億円} + 1.621 \text{ 億円}$$

$$= 14.358 \text{ 億円}$$

費用対効果(総便益/総費用) B/C = 58.877 億円 / 14.358 億円

$$= 4.10$$

##### (2) 費用対効果の変化の要因

平成13年度の再評価時に比べ全体事業費が0.80億円増加していることから、B/Cは4.82から4.10に減少している。

##### 4-2 地元意向

地元では、浸水被害軽減のために必要な北長太川の河川改修への要望は強い。

#### 5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト削減

護岸の裏込め材として再生材を利用するほか、河床の捨石として本事業や近隣の他事業で出された発生材などの利用を検討して、コストの削減に努める。

##### 5-2 代替案

下流より河道改修による河積拡大により治水安全度を高める工法で整備を進めてきている。代替案として考えられるのは、ダムや遊水地によって洪水を一時貯留する方法があるが適地がないうえ、既に河道改修の用地取得が進んでいること、河口の防潮樋門も平成18年度に完了予定になっていることから、新たに遊水地のための用地を取得することは不経済であり、事業期間も長期化することが考えられる。これらのことから、北長太川では川を拡げることで氾濫を防止する対策案を採用している。

#### 再評価の経緯

##### H13委員会意見

再評価の結果、現状流下能力の不足から浸水被害がたびたび発生しており、河川改修を行い治水安全度の向上を図り、浸水等の被害を防止するといった事業の必要性、費用対効果分析の結果から事業の投資効果が認められることから、事業を継続するといった対応方針案について了承する。

##### H13対応方針

流下能力が不足しており治水安全度の向上を図る為、河川改修事業を促進する。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えている。